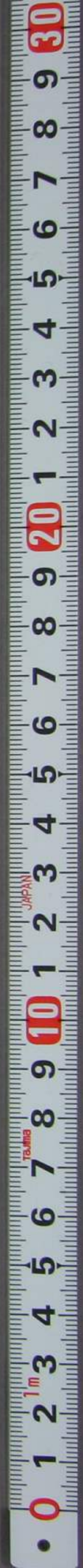
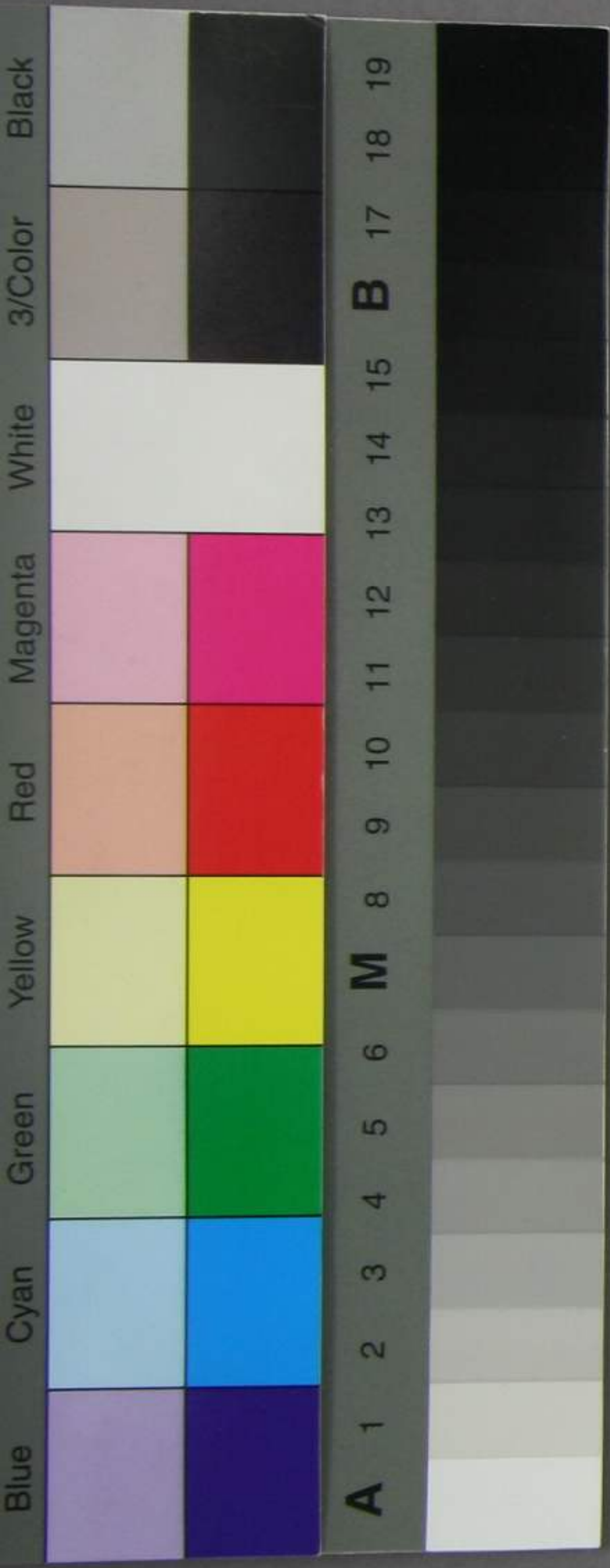


114
A 3168



收具ニ見問ル是迄我國ノ産品具
 高等數輩ヲ招キ此業ニ係ル一體ノ景
 其開業式ヲ行フニ際シ彼地有名ノ巨
 國上海一分店ヲ設置シ自ラ航海シテ
 日清間貿易ノ任ヲ蒙リシ故ニ曩ニ清
 スンバ有ベカラズ熊吉ノ身ヲ以テ
 需要最第一ノ物品ナレハ源ク注意セ
 布ハ清國輸出品ノ上等ニ位シテ彼カ
 物産夥多ナル中北海道産出ノ昆

大正十一年四月贈



製ノ粗悪ナル其カ位ニ協フニ且テス
縦令上等ノ品ナルモ脩飾其宜ヲ失フ
ヨリ自ラ其品位ヲ墜シテ聲譽時ニ振
ハス遂ニ販賣ヲ取ニ至ルモ往々コ
レアリ加之小商等目前ノ小利ニ迷ヒ
同所ヨリ産出スル談品各自ノ意匠
ニ任セ區々ニ持出シ清商等我國各港
ニ在留スル族ノ策ニ陥リ地歩ヲ彼等
ニ占ラレテ到底我大利益ノ在ル所
ヲ不知ニ至ルハ豈憤懣ノ至リナラズ

ヤ頂又函館支店ノ報知ニ因テ更ニ一層
焦慮ヲ増ノ説ヲ聞ケリ抑談品ノ如キ
ハ清國必需至好ノ物品ニ属スルヲ以
テ彼國ノ巨商ニ三名該港一出張シ談
品ノ前金ヲ貸與スルニ法外ノ高利ヲ
以テシ剩一該品収獲ノ最中此二三ノ
清商等上海ニ於テ懸引ノ策畧ヲ施シ
該品ノ價直ヲ極廉ノ地位ニ至ラシメ
其響暗ニ函館ノ時價ヲ低落セシムル
ヲ謀リ壇ニ壟斷ノヲ占ムル等ノ

所行現今衆人ノ能知ルニテ北海ノ
人民独リ其弊ヲ蒙ル怒然ノ極ト云ヘ
キナリ熟考スルニ余ニシテ此弊ヲ救
ハスハ詖品ノ位權愈地ニ墜チ第一ノ
物品ト云モ各有テ實無キ而已ナラス
北地開拓ノ大專業ニ關シテ實ニ商業
上ノ一大缺典ト謂ヘキ而已今其弊ヲ
救ヒ北地ノ人民ヲシテ漸々實益ノ位
置ニ誘導セシト欲スルニハ詖品ヲシ
テ區々ナラシメス之ヲ纏メテ一途ニ

出テシムルニアリ故ニ左ノ方法ヲ設
ケ先試ミル丁三年ニ至ラハ必ラス其
順逆得失自ラ分明ナルモノアラシ依
テ黙々ニ附セス鄙見ノ次第敢テ上申
ス

明治九年 月

空野熊吉

東京

青葉町

監督者に於て一欠之を抵代と規定せる事

第三條

一 勸業局より收獲地を移すに該地必用之品有出產人一
般之産業經營に金を貸与し該地產物を收獲地より
移出せしむるに其代價を若干の率に按て決定す且該地產物
は之より移す毎に商人は該地産業高率に人負むる事
但為序法に依りて一課之課税を商人に甘弊一洗し
可き故に假令出產人が得る利益を貸与金に按て減
出產品は此布と他物賣する率を標準と都て該地
高率に於て買取る事

第四條

一 貸与金は貸与する時其年六分の利子を勸業局
より同物貸し渡すに依りて之を貸与人に貸与し產物を
以て借還する事其人長に對して取扱向を既し同物貸
し渡す管理員は返還期に同物貸し渡すに依りて
但物貸与源に及ぶ事ある事需用不調等之義
其地管理員は移轉を許す抵代人は該地産業
收買の上後其の討てたる事

第五條

一 産業經營に金貸与し金額及び貸与の方法を豫定する

去國拓債之責任たゞ夫勿論なりとてとも豫文該地稅
代者たる年々發行ノ費を以て積るなり也
(協會ハ沿岸ノ所一併ニ
二付運何來港行此岸
所人更何人只該料以該業行中
折指不也代價行程等々ニ裁)

管融（一都あるのみ
一上協所毎々）以て
所部ノ振替ノ割合其金額を以て定めて其金額を以て各
割別を以て年々其業中ニ存分貸立を以て起す

但一貸立ノ為に年々其業中ニ存分貸立を以て起す
豫文之四月十六日七月十日とて貸立は是也

第六條

貸立金確立の上其業需用金ノ額額を振代りとの

一 所部之七海地管融之旨を調査し 所部各年之於て夫

控申を以て振代りとの為に該業所ノ為に起す

獨帳議所より同地該業高會へ該業所入を以て調査し

て下會より一丸を以て代價及び運送費用等々貸立

金之由り該業高會に於て夫を以て起す

但一該業所金ノ額額を以て起す

代金之旨を以て起す
(別金石國
所々同)を以て該業高會に額額を以て起す

第七條

需用金額額を以て起す

所部所部之旨を以て起す

事指といふは勸業局に於て之を關係する外に諸
関係之責任を多く負担す

但運送の費用送る物に親交若しは恨議所を以て獲地
管理に於ては出づる其送る物に基いて協和管轄に
解するに納むる事

第九條

一 昆布の代價を定むる事 前十年の既場平均相場に
当添年昆布の平均相場を以て求換等々を以て算出する
善悪は法用之痛く其相場を以て計算す(一) 那海等の昆布 扱ふ
人と其業會と恨議の上を物に由るる前年既場議

所を以て之を定むる事 前十年の既場平均相場に
当添年昆布の平均相場を以て求換等々を以て算出する
善悪は法用之痛く其相場を以て計算す(一) 那海等の昆布 扱ふ
人と其業會と恨議の上を物に由るる前年既場議

第十條

一 昆布の品位等々を以て義を以て初級扱成るものとして
見ゆべき一場所毎に十五粒を以て協和管轄に算出
管するに於て其業會と協和管轄との協定

一 町中忍不民布、之流く人民私之果同様、子續、之流く収
 獲物、之流く勸高、之流く買所、之流く、
 但、此布を深く、外、其、之流く、同、其、之流く、
 委、此、之流く、之流く、之流く、之流く、
 勸高、之流く、之流く、

第九條

一 之、年、計、算、之、義、之、聖、年、第、一、月、中、之、其、之、流く、
 之、之、流く、之、流く、之、流く、之、流く、
 之、之、流く、之、流く、之、流く、
 但、計、算、之、年、之、流く、之、流く、之、流く、
 之、之、流く、之、流く、之、流く、

五、之、流く、之、流く、之、流く、之、流く、

第十條

一 人民私有、之流く、之流く、之流く、
 之、之、流く、之、流く、之、流く、
 之、之、流く、之、流く、之、流く、

